

## 小千谷市除雪等業務委託資格審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、小千谷市が管理する施設の除雪等業務の契約に係る民間委託を行うに当たっての契約方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2条 小千谷市が管理する施設の除雪における次の業務を対象とする。

- (1) 「除雪業務委託契約書」に規定する車道除雪及び施設内通路等除雪業務（以下「除雪等業務」という。）
- (2) 雪庇落とし、スノーポール設置及び撤去等、除雪等業務に伴う臨時的な作業
- (3) その他市長が特に必要と認めた業務

### (提案参加基準)

第3条 対象業務の提案参加者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 道路条件、沿道環境、気象特性に精通していること。
- (2) 常時出動可能な人員及び機械の専用化等の体制が確保されていること。
- (3) 除雪乗務基準資格と経験年数を有するオペレーターが確保されていること。
- (4) 市が貸与する機械の適切な管理能力を有すること。また、作業効率の良い除雪機械を有すること。

### (基本的な提案参加資格要件)

第4条 対象業務の提案参加者(小千谷市除雪等業務共同体取扱要領(以下「共同体要領」という。))による提案参加にあつては、各構成員)に必要な資格(以下「提案参加資格要件」という。)は、公告日から参加表明書提出時までの間に次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 小千谷市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和61年小千谷市制定)に基づく入札参加停止の措置を受けていないものであること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく許可を受けた主たる営業所を小千谷市内に有するとともに、同第28条に基づく営業停止の処分を受けていないものであること。
- (4) 公告日において、滞納している市税等徴収金がないこと。
- (5) 小千谷市暴力団排除条例(平成24年小千谷市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団関係者ではないこと。

### (具体的な提案参加資格要件)

第5条 提案は、除雪共同体が参加することができる。

2 施工体制提案に参加する除雪共同体の構成員は、公告日から参加表明書提出時までの

間、前条の第1号から第5号に掲げる要件のほか、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 除雪共同体の代表者（共同体要領に基づく代表者）は法人であり、「土木一式」の小千谷市入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有し、A、B、Cいずれかの級に格付けされている者であり、かつ前年度に小千谷市管理道路の除雪業務受託業者であること。
  - (2) 除雪共同体の構成員となる法人又は個人事業者は、入札参加資格を有する者であること。
  - (3) 除雪共同体の代表者及び構成員は、労働者災害補償保険に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。また、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所である場合は、関係機関に届出を行っている者であること。
  - (4) 公告で示す業務に使用する機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、必要機械台数以上確保できる者であること。
  - (5) 前年度において小千谷市が発注する除雪等業務を受託した者にあつては、前年度の契約において発注者から改善指示書による指導を受けていない者であること。
  - (6) その他市長が定める要件を満たしている者であること。
- 3 前項の要件を満たす者については、複数ブロックへ参加表明することができる。ただし、オペレーターの重複申請はできない。
- 4 除雪共同体で施工体制提案に参加する者は共同体要領に基づき、第9条の参加表明書提出に合わせて、市長あてに随意契約参加資格申請書に必要書類を添付して提出しなければならない。

（参加表明書及び施工体制提案書収集に係る公告掲載）

第6条 対象業務について参加表明書及び施工体制提案書の収集をしようとするときは、必要な事項について市の公式ホームページへ公告を掲載するとともに、その他適切な方法により周知するものとする。

（参加表明書及び施工体制提案書の収集期間）

- 第7条 参加表明書の収集をする期間は、公告日から概ね10日間とし、あらかじめ市長が定めるものとする。
- 2 施工体制提案書の収集をする期間は、公告日から概ね20日間とし、あらかじめ市長が定めるものとする。

（公告内容等に対する質問・回答）

- 第8条 公告の内容等に対する質問は、質問書（任意様式）により、公告の日から施工体制提案書提出期限の3日前の17時まで行うことができる。
- 2 施工体制提案内容にかかる質問の場合の回答は、原則として非公開とし、質問者に対してFAX又は電子メールにより施工体制提案書提出期限の2日前の17時までに回答する。なお、発注者が求める施工体制提案項目に係る質問及び施工体制提案書等の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、市の公式ホームページで公表する。

(参加表明書の内容及び様式)

第9条 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は対象業務の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 参加要件資料(様式2-1)
- (3) オペレーターに関する届(様式2-2)
- (4) 共同体試行要領第8条に定める除雪等共同体委託契約参加資格申請書及び委託契約参加資格審査に係る関係書類並びに除雪等業務共同体協定書
- (5) その他市長が必要と認める事項

(参加表明書の審査)

第10条 市長は、提出された参加表明書を審査し、参加要件資料審査結果表(様式3)を作成するものとする。

- 2 虚偽の記載事項がある参加表明書は無効とする。
- 3 第1項の審査の結果、要件を満たす者に対して、通知(様式4-1)するものとする。

(参加要件を満たさない者に対する理由の説明)

第11条 市長は、参加表明書提出者のうち対象事業について、要件を満たさないため施工体制提案書の提出者として該当しなかった者(以下「非該当者」という。)に対して、非該当理由を通知(様式4-2)するものとする。既に非該当者の施工体制提案書が提出されている場合は速やかに返却するものとする。

- 2 非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日(小千谷市の休日を定める条例(平成元年小千谷市条例第32号)第2条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、市長に対して、書面により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対して回答(様式5)するものとする。

(施工体制提案書の内容及び様式)

第12条 提出を求める施工体制提案書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、業務の内容に応じて、内容を追加又は削除することができる。

- (1) 施工体制提案書(様式6)
- (2) 施工体制資料(様式7)
  - ア 除雪機械待機場所
  - イ 降雪時の連絡体制、降雪時・異常降雪時の除雪体制
- (3) その他建設課長が必要と認める事項

(施工体制提案書の審査及び通知)

第 13 条 施工体制提案書の審査及び評価は、建設課で実施する。

- 2 提出された施工体制提案書は、建設課長が審査し、施工体制提案書審査結果表（様式 8）を作成するものとする。
- 3 審査にあたっては、原則として提出者に対しヒアリングを行うものとする。なお、提出された施工体制提案書について、過去に提出された提案内容と同程度以上であり、業務の施工体制能力が維持され、かつ他の提案者がいないなどヒアリングが不要と建設課長が判断する場合は、ヒアリングを省略することができるものとする。
- 4 施工体制提案書及び関係書類に虚偽の記載がある場合、当該施工体制提案書は無効とする。
- 5 施工体制提案書の具体的評価方法等は、別に定める。
- 6 市長は、建設課の審査によって選定された特定者に対して、その結果を通知（様式 9）するものとする。

（非特定者の不服申立て）

第 14 条 前条の決定に不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく不服申立てをすることができる。

- 2 市長は、前項の不服申立てがあつたときは、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく当該不服申立てについての決定をしなければならない。

（契約）

第 15 条 市長は、小千谷市財務規則（平成 12 年小千谷市規則第 20 号）第 121 条第 3 項第 2 号に基づき、特定者と随意契約を行うものとする。

- 2 特定者は契約時に持ち込み機械に関する届（様式 10）を提出し、建設課長の確認を求めるものとする。

（契約継続の判断）

第 16 条 契約者した除雪共同体の構成員が脱退する場合は、原則として建設課長がその除雪共同体の施工能力を評価し、契約継続の有無を判断するものとする。

（契約の解除）

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当し契約の適正な履行が不可能と判断した場合には、契約を解除することができる。

- （1）小千谷市道路除雪計画に規定する業務の遂行が行われなとき。
- （2）受注者が、契約の解除を申し出たとき。
- （3）施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき。

（改善指示書による指導）

第 18 条 建設課長は、契約期間内に受注者に対して改善指示書による指導を行ったときは、様式 11 により市長に報告するものとする。

附 則

本要領は、令和元年 6 月 5 日から施行する